## 3. 疑義解釈

質 疑 回 答

1.慢性透析療法実施前の医療機関から転院 した後に透析療法を開始した場合等で、手 帳申請時の診断書に「透析療法実施前のク レアチニン濃度等は不明」と記載されてい る場合は、どのように等級判定するのか。 すでに透析療法が実施されている者の場合は、透析療法開始直前の検査所見によることとなっており、転院した者であってもこれらの検査所見は保存されているはずであり、確認することが必要である。

なお、やむを得ず透析療法開始前の検査所 見が得られない事情のある場合は、次回透析 日の透析実施直前における検査所見等を用 いることが適当である。

- 2.血清クレアチニン濃度に着目してじん機能を判定できるのは、主として慢性腎不全によるものであり、糖尿病性じん症の場合は、血清クレアチニン濃度が8 mg/dl 未満であっても自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される場合があるが、この場合の等級判定はどのように取り扱うのか。
- 糖尿病性じん症等、じん臓機能障害以外の要因によって活動能力が制限されている場合であっても、認定基準のとおり、血清クレアチニン濃度が8 mg/dl を超えるもの又は内因性クレアチニンクリアランス値が10 ml/分未満のものでなければ1級として認定することは適当ではない。
- 3. すでにじん移植手術を受け、現在抗免疫療法を継続している者が、更生医療の適用の目的から新規にじん臓機能障害として手帳の申請をした場合、申請時点での抗免疫療法の実施状況をもって認定してよいか。
- じん移植を行ったものは、抗免疫療法の継続を要する期間は、これを実施しないと再び じん機能の廃絶の危険性があるため、抗免疫 療法を実施しないと仮定した状態を想定し、 1級として認定することが適当である。
- 4. じん臓機能障害で認定を受けていたものが、じん臓移植によって日常生活活動の制限が大幅に改善された場合、手帳の返還あるいは再認定等が必要となるのか。

移植後の抗免疫療法を継続実施している 間は1級として認定することが規定されて おり、手帳の返還や等級を下げるための再認 定は要しないものと考えられる。

ただし、抗免疫療法を要しなくなった後、 改めて認定基準に該当する等級で再認定す ることは考えられる。